

# 弁天二丁目25-31街区 市街地液状化対策事業計画 不同意通知書

平成 年 月 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

貴市は、宅地では世界初となる“格子状地盤改良工法”を唯一の対策工法と定め、液状化対策の方針として「個人財産である宅地への液状化対策はその実施の要否を含め所有者の判断と責任に於いて適切に対応頂くこと」を原則とし、そこに暮らす住民と協力して事業にあたると説明されました。正にこの事業は、これまでの公共事業とは異なり、公と民が対等の立場として同等の情報とその理解の上で無ければ成り立たない共同事業です。

しかしながら、不同意理由にも記しています通り、我々住民は事業の推進者であり専門家という立場の貴市からは、工事を受け入れた場合に住民側が不利益を被る可能性のあるリスク項目について何も知らされないまま同意の判断をさせられ、更に同意書提出後に貴市自らが同意書提出時点の条件を変えておきながら、我々住民へ新条件に対する同意の意思を問うこと(再同意確認)も無く手続きが進められました。

貴市へは、これまで、繰り返し、住民説明会の再度実施や文書ならび口頭により工事計画の見直しを求めてきましたが、改めて平成27年7月25日に弁天25-31街区の98戸向けに行われた住民説明会での説明を受けて当時提出した“市街地液状化対策事業の実施に関する同意書”は無効であり不同意を通知致します。

住所

氏名

_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印
_____	_____	印

## 一 【 不同意理由 】

---

- 同意書提出後に貴市が同意の条件を変えたことで、当方が提出した同意書は貴市により反故にされたとの認識しております。当方は、住民説明会にて貴市より説明された内容から判断し、同意書を提出しましたが、98戸を全戸とした計画であるという部分、全98戸すべての同意を得られない場合には再積算と再設計が行なわれた上で同意書の再提出が義務付けられている事業遂行プロセス部分、同意書の提出には明確な提出期限が定められているという部分。同意書を提出する上での当方の同意条件は、一方的に貴市により変えられております。
- 貴市へはこれまでも工事を止めて欲しいとの意思は伝えております。当方の工事への反対意思は前回と今回の不同意通知が初めてではありません。この二年の間に口頭ではあるものの貴市にその意思を伝えております。その際、貴市からは書面での再提示要請も無く、改めて当方へ意思の確認に来られることも無かったことから、貴市が当方の意思を十分に理解されていると認識しております。
- 45戸のみを対象とする工事には協力できません。45戸のみの工事では、貴市が目指す『弁天二丁目地区における道路と宅地の一体的な液状化対策』が実現されることは無く、上下水道も確保されずインフラ対策にもなりません。
- 当方の同意は、弁天二丁目地区、地域全体のことを考えてのことです。当時、有効な対策として説明され、実施には100%の住民合意が必要と言われていたなかで、個人的に同意しないことが地域全体への対策の妨げになってはいけないとの思いからの同意書を提出したものであり、45戸のみでの工事という本来の目的から逸脱した対策に同意した訳ではありません。
- 貴市からの工事に対する説明は、工事の良い面ばかりで、工事に悪い面について、同意書提出前に説明がなされておられません。貴市の主張『住民から質問が無かった』とする言明は、専門家であり、事業の推進者たる立場である者のお言葉としては、あまりにも無責任であり納得できるものではありません。この説明不足に対する当方からの提言、二年も前から要請している‘住民説明会の再実施と説明後の住民意思の再確認’は未だに行われていないことも納得できません。
- 格子状地中壁の設置位置を宅地ごとに異なる設計としたことで被る工事後の住民側の土地利用への影響について一切説明がなされておられません。財産権に関わる重要な問題です。宅地内に設置される格子状地中壁には建築制限が設けられていますが、工事を受けた結果、隣家宅間において資産価値に差が出てしまう可能性が高くなりますが、当時、貴市より自宅地の設計図の確認を求められた際、この点について全く説明を受けておられません。
- 家が傾く可能性のある工事に協力はできません。工事により発生する可能性があるという施工周辺地面の隆起と沈下。既存建屋に無関係とは言い切れず、貴市側でも工事をする上での指針として事前に『隆起と沈下の許容幅』を定めていますが、家が傾く可能性、住民にしてみれば非常に重要なこのリスクについて一切説明がされておられません。
- ハウスメーカーに認めてもらえないような工事に協力することはできません。ハウスメーカーからは数十年にわたり家屋への保証を受けられることとなりますが、そのハウスメーカーからは、この先、家屋等に何らかの不具合が生じた場合にメーカーから補償を受けるには、不具合の原因が今回の市の工事とは関係が無いとする証明を当方で行う必要があると言われております。住民説明会では、ハウスメーカーへの確認を促す話すら受けておられません。
- 二年もの間、放置されていた計画に対して、当時と同じように協力することはできません。これまでの二年間、貴市が住民を集めて状況を説明することは一度たりとも無く、偶に簡単な遅延連絡が届くだけの状況。既に工事は無くなったものとの認識でありましたし、二年も経てば経済的なことを含め当方の生活環境も変わります。計画を再開するのであれば、まずは現在の住民の生活環境、経済状況を確認し、その上で計画を策定し直すべきと考えます。